

福岡県南広域水道企業団公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、平成31年度、福岡県南広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事の条件付き一般競争入札を施行する際に必要な事項等について次のとおり公告する。

平成31年4月12日

福岡県南広域水道企業団企業長 鵜木 賢

（入札参加資格）

第1条 建設工事の入札に参加する者は、あらかじめ公告に基づく発注表（以下「発注表」という。）において示した入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。要件を満たさない者の入札は無効とする。

- (1) 企業団の入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されている者であること。
- (2) 福岡県南広域水道企業団建設工事請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等要綱（平成5年企業団要綱第1号）に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。
- (3) その他発注表に定める必要な入札参加条件を満たしていること。

2 前項各号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次の各号に掲げる関係を有する者については、当該関係を有する者のうち1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外

取締役・非常勤取締役を含む。)をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 前2号に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合

(設計図書等の入手)

第2条 入札参加者は、発注表において示した期限内に福岡県南広域水道企業団総務部総務課(以下「総務課」という。)に設計図書の受け取り予約をFAXで行った後、総務課で設計図書を受け取ること。設計図書を受け取らずに応じた入札は無効とする。なお、受け取り予約には、会社名・住所・担当者名・電話番号・FAX番号・入札番号を記載すること。予約FAX様式は企業団ホームページにおいて入手するものとする。

2 設計図書の受け取り予約を行った場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるときから受け取ることができる。

(1) 午前中に受け取り予約を行った場合 予約を行った日の午後以降

(2) 午後に受け取り予約を行った場合 予約を行った日の翌日以降

3 受け取った設計図書は必ず返却すること。返却方法は、第5条に規定する入札必要書類に同封するか、又は総務課に直接持参すること。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第3条 設計図書等に対して質問がある場合は、発注表に定める質問書受付期間及び受付場所に書面により提出(FAXでも可)するものとする。

2 前項の質問に対する回答は、質問者に対してFAX等で行う。

(入札の中止等)

第4条 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(入札方法)

第5条 入札方法は、郵便による入札とする。ただし、特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- 2 入札者は、総務課指定の入札書、積算内訳書及び配置予定技術者等調書に必要な事項を記載、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。以下同じ。）し、その他必要な書類を添付し、総務課指定の封筒を用いて、発注表において示した指定場所及び受付期限内に普通書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送しなければならない。
- 3 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載しなければならない。

（入札の辞退）

第6条 入札の辞退は自由とする。ただし、開札までに総務課に辞退届を提出しなければならない。

（入札書の引換えの禁止）

第7条 入札者は、その提出した入札書及び入札金額積算内訳書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書及び入札金額積算内訳書の引換えを認める。

（1者入札の取扱い）

第8条 入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

（開札の立ち会い）

第9条 郵便入札については、入札参加者のうち2者を立会人として総務課が指名し、立ち会わせる。ただし、指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない企業団の職員を立ち会わせる。

- 2 前項の場合において、総務課が指名した者以外の入札場所への立ち入りは認めない。

（落札者の決定）

第10条 第5条第2項の規定により提出された書類について審査を行い、要件を満たしていると認められた場合、予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をいう。以下同じ。）の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満で入札した者を除く。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（落札制限）

第11条 次の各号に該当する場合は、落札者の入札を無効とする。

- (1) 予定価格1億5千万円以上の建設工事の場合において、既に企業団発注の予定価格（契約変更を行った場合は、変更後の契約金額とする。以下同じ。）が1億5千万円以上の手持ち工事（「落札者となっている工事及び契約締結後完成届提出前の工事」のことをいう。以下同じ。）がある場合。なお、手持ち工事を有する者が共同企業体の場合、予定価格を構成員の出資比率に応じて按分した額が1億5千万円以上となる構成員に限って適用することとする。
- (2) 企業団発注建設工事の条件付き一般競争入札において、同日開札日に落札できる件数は1件とし、以後の入札において、落札者となった場合。なお、落札者が共同企業体の場合、当該共同企業体構成員も同様とする。

（入札結果の通知）

第12条 第10条の規定による落札者に対して、速やかにその旨を通知する。

（落札者決定の取消し）

第13条 落札者が第1条第1項各号のいずれかの要件を満たしていない場合又は同条第2項各号のいずれかに該当していることが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

（暴力団排除措置）

第14条 落札者は、総務課指定の契約書を提出する際に、総務課指定の暴力団排除に係る条項を記載した誓約書に記名押印し、併せて提出しなければならない。

（その他）

第15条 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札参加者は、本公告以外に発注表、福岡県南広域水道企業団の契約に関する規程（企業団ホームページに掲載）を熟読したうえで、入札しなければならない。